

令和5年12月27日  
厚生労働省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和5～6年度）」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和5～6年度）」については、下記のとおり契約を締結しました。

## 記

- 1 契約の相手方の名称、住所、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
中央職業能力開発協会  
東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階  
会長 大橋 徹二
- 2 契約金額  
343,140,600円（税込）
- 3 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項  
(1) 事業の詳細な内容

本事業の教育訓練講座の指定申請等に係る調査の規模及び業務内容は、次の①～③及び「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和5～6年度）」に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）別紙1」の項目別業務内容に記載のとおり。

調査の実施にあたっては、別途厚生労働省と受託者との間で取り決めた一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の調査結果報告の最終期限までに、全ての調査を終えなければならない。

なお、対象訓練の見直しや指定基準の改正、その他の見直し等に伴い、本事業に係る実施内容や実施方法等の追加、変更がある場合は、厚生労働省の指示の下、適切に対応すること。

- ① 教育訓練講座の指定審査に係る調査等業務

教育訓練給付に係る講座指定は、原則として年2回（10月1日付け、翌年4月1日付け）実施しているところであり、調査業務については以下ア～カのとおりとする。

ア 調査等の期間

- ・令和5年10月指定分（調査期間は令和5年4月から9月まで）
- ・令和6年4月指定分（調査期間は令和5年10月から6年3月まで）
- ・令和6年10月指定分（調査期間は令和6年4月から9月まで）
- ・令和7年4月指定分（調査期間は令和6年10月から7年3月まで）

イ 教育訓練講座指定に係る照会・相談等への対応

ウ 教育訓練実施状況調査票受付・調査

エ 調査票の内容データ作成

オ 教育訓練給付制度情報管理・検索システムへの入出力処理等

カ 教育訓練実施状況調査票に関する調査状況の報告

② 現況報告書に関する業務

③ 既指定講座の変更・廃止に係る業務及びその他付随する業務

(2) 業務実施に関して確保されるべき業務の質

① 業務履行の遵守

本事業の実施に当たり、実施要項、指定基準及び厚生労働省が示す調査手順書等に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

② 事業スケジュールの遵守

受託者は、事業の実施に当たり、実施要項別紙2に沿って確実に業務を遂行すること。

(3) 事業の目標

厚生労働省は、本事業の調査業務に対して目標を設定し、次の①～③のとおり評価を行うこととする。受託者は、上記3(1)①アの各期間に、評価項目の配分点の合計で70点以上の評価点を得ることを目標とし、達成すること。

① 評価項目

ア 調査結果報告の進捗度合の観点（配分点50点）

厚生労働省は、厚生労働省と受託者が事前にとり決めを行った調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、1日超過あたり5点を目安として配分点の50点から評価点を減じる。

イ 調査結果報告の質の観点（配分点40点）

厚生労働省は、受託者の調査結果報告全てに不備等が無く審査保留（調査結果報告に不備等があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）がない場合を40点とし、申請受付講座件数に占める審査保留の講座件数の割合により次の(a)～(d)のとおりの評価を行う。

- (a) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が1件以上あり、かつ全申請受付講座件数の10%未満である場合、評価点を35点とする。
- (b) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の10%以上30%未満である場合、評価点を25点とする。
- (c) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付件数の30%以上50%未満である場合、評価点を15点とする。
- (d) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の50%以上である場合、評価点を0点とする。

ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配分点10点）

厚生労働省は、受託者が次のa及びbについて、調査結果報告を開始した日から終了する日までにいずれも全て履行できた場合は10点の評価点とし、どちらか又はいずれも履行できなかった場合は0点の評価点とする。

- a 受託者は、厚生労働省と受託者が事前に取り決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに、当日に実施する予定の調査結果報告の件数、開始時間及び場所について、厚生労働省に連絡を行うこと。
- b 受託者は、前回の調査結果報告が終了してから次に予定している調査結果報告までの間に現在までの進捗状況（前回までの調査結果報告及び審査の進捗状況）を整理して、厚生労働省へ報告を行うこと。

② 評価時期

厚生労働省は、次のア及びイの時期に評価を行う。

- ア 10月講座指定に係る調査業務  
10月講座指定審査終了後の9月頃
- イ 4月講座指定に係る調査業務  
4月講座指定審査終了後の3月頃

③ 評価方法

厚生労働省は、受託者から調査結果報告を受けて審査を行った者2名以上により、上記①に掲げる項目について上記②の時期に評価を行い、速やかに評価結果を受託者に通知する。

④ 目標を達成できなかった場合等の対応

評価結果を受けた受託者は、各期において、上記①の目標を達成できな

かった場合、当該要因を分析し、その理由と改善策を記載した報告書を当該調査期間終了後、終了日の翌日から起算して10日以内の日又は評価結果を受けた日の翌日から起算して10日以内のいずれか遅い日までに厚生労働省に提出し、承認を得ること。次期においては、当該改善策に基づき事業を実施しなければならない。

なお、目標を達成できた場合であっても、厚生労働省が業務の改善について必要と判断した場合には、厚生労働省と調整の上、これに応じなければならない。

#### 4 事業実施期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

#### 5 国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の適正かつ確実な実施の確保のために、本契約により受託者が講ずべき措置に関する事項

##### （1）報告等

- ① 上記3（2）で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、受託者は、それぞれの報告期限までに厚生労働省に報告すること。
- ② 受託者は、業務の適性かつ確実な実施を確保等するため、厚生労働省が必要に応じて設ける受託者との情報交換の場については、適切に対応すること。

##### ② 業務体制の確保

業務担当者の体制（調査ファイルごとに調査担当者を割り振り、責任の所在を明確にすること。また、担当の役割分担、業務内容が分かるように記載すること。）、配置実績及び勤務体制表について、令和5年6月1日現在のもを令和5年6月7日までに報告すること。体制に変更があった場合は、変更があった都度、体制の変更部分が分かるように報告すること。

##### ④ 委託事業実施結果報告書等

本業務は、年度ごとに当該年度に係る支払い・精算等が必要となっており、受託者においては、各年度の国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む）したときは、本業務で実施したすべての業務について、終了日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日（当日が休日の場合は直前の営業日）のいずれか早い日までに別に定める委託事業実施結果報告書を厚生労働省に提出しなければならない。

##### （2）調査

厚生労働省は、本業務の適正化かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対し報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示する。

### (3) 指示

厚生労働省は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

### (4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

### (5) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

- ① 本調査等業務の実施に必要な事項は、本実施要項に定めるもののほか、厚生労働省の指示するところによる。
- ② 厚生労働省は、受託者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを命じる。

なお、上記に関わらず、厚生労働省は本調査等業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、受託者に対し必要な措置を講ずべきことを命じることとする。

- ③ 受託者は、本事業の実施に際し、調査の対象となる民間教育訓練施設等

への威嚇、強要があってはならない。

- ④ 調査結果等について、受託者は、厚生労働省の承諾なく本調査の目的以外に使用してはならない。また、本調査結果等の使用、保存及び処分等については、秘密の保持に十分配慮するとともに、厚生労働省の指示に従わなければならない。
- ⑤ 本調査によって得られた情報の最終的な所有権、管理権は厚生労働省にあり、受託者は私権を設定してはいけない。
- ⑥ 受託者は、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、調査票及び調査関係書類を本調査業務以外に使用しない旨を記載した誓約書を契約締結後速やかに厚生労働省に提出しなければならない。
- ⑦ 本調査等業務に従事する全ての者及び再委託業者は、契約締結後速やかに次の内容を記載した誓約書を厚生労働省に提出すること。
  - ア 個人情報の保護を確保できること。
  - イ 本調査等業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、決して第三者に漏洩又は開示しないこと。
  - ウ 暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
  - エ 本調査等業務遂行上知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないこと。
  - オ 調査票及び他の調査関係書類を本調査等業務以外に使用しないこと。
- ⑧ 受託者は、本調査等業務の年間計画を落札後速やかに厚生労働省に提出しなければならない。
- ⑨ 厚生労働省の職員は、調査の実施状況を把握するため、受託者を指導、監督することができる。
- ⑩ 契約締結後、厚生労働省と受託者は定期的に連絡会を開催し、本調査等業務の実施内容、進捗状況等に関して打合せを行うものとする。受託者は、打合せ後2週間以内に議事録を作成し、厚生労働省の承認を得ること。この議事録は、厚生労働省の承認後、双方が共有する。
- ⑪ 受託者は、調査等業務の実施に関し、受託者社員、調査員、他本調査等業務に従事する全ての者（以下「受託者社員等」という。）の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理を受託者の責任において行うとともに、受託者社員等の責めに起因して火災、盗聴等の不祥事を発生させ又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任及び負担においてその損害を行うものとする。
- ⑫ 受託者は、本調査等業務の実施に当たり、本実施要項及び契約締結時に定める事項を確実に行わなければならない。

- ⑬ 受託者は、本調査等業務に係る収入及び支出の関係を明らかにする会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して収入額及び支出額を記載しなければならない。また、その支出の内容を証明する書類等を整備して、会計帳簿とともに本調査等業務実施の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働省の要求等があったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ⑭ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、本調査等業務に関して知り得た個人情報を適正に管理し、その秘密を守るために必要な措置を講じなければならない。
- ⑮ 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに本調査等業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省に連絡し、その指示を受けること。厚生労働省の指示後、受託者は、困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復できるよう尽力しなければならない。
- ⑯ 受託者は、厚生労働省と連絡・調整等を行う窓口担当者を1名配置し、その者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）について、落札後速やかに厚生労働省に報告しなければならない。また、平日の業務時間（9時30分～18時15分）内は、窓口担当者は速やかに厚生労働省と連絡・調整等を取れる状態を保たなければならない。
- なお、同担当者が休暇等のため不在の場合は、あらかじめ代理の者を指定し、その者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）について、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。また、受託者は、窓口担当者及び代理の者を変更した場合は、変更後速やかに厚生労働省に報告すること。
- ⑰ 受託者は、作業の方針及び計画を明確にするとともに、上記2（4）の業務ごとに作業責任者を置き、指名、所属及び連絡先を厚生労働省に提出しなければならない。
- ⑱ 受託者は、本調査等業務を実施するための作業所を確保し、本調査等業務関係書類を厳重に管理する環境、電話・ファクシミリ・パソコン等必要な設備及び本調査等業務を円滑かつ適切に遂行するのに十分な場所を確保しなければならない。
- ⑲ 情報セキュリティ要件について
- 教育訓練給付制度情報管理・検索システムの利用に当たり、次の各事項及び厚生労働省セキュリティポリシーを遵守すること。
- ア 情報セキュリティを確保するための体制の整備
- 業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備

するとともに、速やかに厚生労働省に報告すること。異動等で業務から外れた者のログ権限の停止等を速やかに行うなど、各担当者の専用 ID とパスワードの適正な管理を行うこと。各端末については、持ち出し等ができないよう、盗難防止用のワイヤー等により固定すること。

事務室等、端末を用いて業務を行う区域について、許可されていない者の立ち入りを制限するため及び立ち入りを許可された者による立ち入り時の不正な行為を防止するための入退管理対策を講じること。

#### イ 取り扱う情報の秘密保持等

業務の実施のために厚生労働省から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しないこと。

#### ウ 情報セキュリティが侵害された場合の対処

業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、遅滞なく厚生労働省に報告すること。

#### エ 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、受託者は、定期的に受託者における情報の秘密保持等に係る管理状況について厚生労働省に報告すること。

#### オ 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処

業務の遂行において、受託者の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると厚生労働省が認める場合には、受託者の責任者は、厚生労働省と協議を行い、改善対応を採ることとする。

- ⑳ 事故や問題が発生した場合、受託者は速やかに厚生労働省に報告し、その指示に従わなければならない。
- ㉑ 本調査等業務に従事する全ての者（再委託業者を含む。）は、本調査等業務に関する自己の感想、考え、印象等を自己の電子メール、ホームページ及びブログ並びに SNS 等から発信することにより、本調査等業務の円滑かつ適切な遂行の妨害及び調査対象となる民間教育訓練施設等、教育訓練講座及び教育訓練給付制度の信用の失墜を行ってはならない。

なお、この条件は、電子メール等からの全ての発信を禁止するものではない。

#### ㉒ 事業の同時実施の禁止

受託者は、本調査等業務において調査対象となる民間教育訓練施設等と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

- ㉓ 受託者は、本調査等業務の実施に当たり、厚生労働省との連絡を密に取ることとし、疑義が生じた場合には厚生労働省と協議すること。

②4 委託業務の開始及び中止等

ア 委託業務の開始

受託者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本調査等業務を開始しなければならない。

イ 委託業務の中止

受託者は、やむを得ない事由により、本調査等業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ウ 本調査等業務は、日本国内において実施すること。

②5 受託者は、本事業の実施に際し、調査の対象となる民間教育訓練施設等及び当該教育訓練講座を合理的な理由なく区別してはならない。

②6 金品等の授受の禁止

受託者は、本調査等業務において、事業実施計画に記載した事業を実施する上で必要な経理事務等の適法かつ適正な金品等の授受以外で金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

②7 宣伝行為の禁止

ア 本事業の宣伝

受託者及び本業務に従事する者は、厚生労働省、教育訓練給付制度及び本事業の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が本調査等の業務の一部であるかのように誤認するおそれのある行為をしてはならない。

イ 自ら行う事業の宣伝

受託者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

②8 法令の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

②9 安全衛生

受託者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

③0 記録及び帳簿

受託者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨報告しなければならない。

③① 権利の譲渡の禁止

受託者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に渡してはならない。

③② 権利義務の帰属

この契約による事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は、全て厚生労働省に帰属するものとする。

③③ 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業において用いてはならない。

③④ 再委託の取扱い

ア 全部委託の禁止

受託者は、本事業の実施に当たり、全部を一括して第三者に再委託してはならない。

イ 再委託の合理性等

受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理方法）について明確に記載しなければならない。

ウ 契約後の再委託

受託者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。

エ 再委託先からの報告

受託者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することができる。

オ 再委託先の義務

再委託先は、上記5（4）及び（5）に掲げる事項その他について、受託者と同様の義務を負うものとする。

カ 受託者の責任

受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

キ 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

ク 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

③⑤ 委託内容の変更

厚生労働省及び受託者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

③⑥ 契約の解除等

厚生労働省又は受託者は、相手方が本契約に違反したと認めるときは、契約を解除することができる。

また、厚生労働省は、受託者が次に掲げるア～ウのいずれかに該当すると認めるときは、事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

ア 法令又はこの契約に違反したとき

イ 契約書に規定する監査に対する虚偽の報告等が発覚したとき

ウ この委託事業を遂行することが困難であると厚生労働省が認めるとき

③⑦ 契約解除時の取扱い

ア 契約解除時の委託費の支払

厚生労働省は、上記 5（5）③⑥の規定により、契約を解除したときは、契約書の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、受託者に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

イ 契約解除時の違約金

厚生労働省は、上記 5（5）③⑥の規定により契約を解除したときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を受託者に請求することができる。この場合の違約金の請求は、下記エに定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

ウ 延滞金及び加算金

(ア) 受託者は、契約書の規定による委託費の残額又は預金利息及び損害賠償金を厚生労働省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(イ) 受託者は、委託費を不正に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費に係る領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正

行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、厚生労働省の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還として加算金を課さないこととし、厚生労働省は、「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときには、不適切な金額の一部又は全部を免除することができる。

(ウ) 委託費の返還については、上記アの規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び上記(イ)の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

#### エ 契約解除時の損害賠償

受託者は、この契約に違反し、又は受託者の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

##### ③⑧ 不可抗力免責

受託者は、上記事項にかかわらず不可抗力により委託事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

##### ③⑨ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省とが協議する。

#### 6 受託者が業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し本契約により当該受託者が負うべき責任（国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に依する責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、受託者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償については、次に定めるところによるものとする。

##### (1) 受託者に対する求償

厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき事由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき理由が

存すべき金額を超える場合に限る。)について求償することができる。

### (2) 厚生労働省に対する求償

受託者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき事由が存するときは、当該受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償のうち自ら損害の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

### (3) その他

受託者が本契約に違反したことによって、又は受託者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、受託者は、厚生労働省に対する当該損害の責めに任じなければならない。

## 7 本事業の実施体制及び実施方法の概要

受託者が行う主な業務は、教育訓練給付制度の対象となる講座を厚生労働大臣が指定するに当たり、教育訓練施設からの指定申請に対し、講座の教育訓練内容等の調査を行うとともに、収集した教育訓練実施者及び指定講座の情報について、教育訓練給付制度情報管理・検索システムにデータ入力し、インターネットを通じて受給希望者等の国民へ情報提供を行う業務である。本事業の実施体制及び実施方法については、本事業の担当課において、申請の受付・調査及び当省との調整・協議・報告等の各業務を実施する。

以上